|  |
| --- |
| ２０１９年度事業計画書    社会福祉法人全国盲ろう者協会 |

２０１９年度事業計画書

社会福祉法人全国盲ろう者協会

（はじめに）

　　　　２０１８年度には、障害者総合支援法の個別給付事業である同行援護事業の中に、新たに盲ろう者の支援を行う仕組みが作られ、従来の地域生活支援事業の盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業と合わせて、盲ろう者の支援を進める新たな制度的枠組みがスタートしました。これは、基本的に当協会の政策提言の趣旨に沿ったものであり、これによって、わが国の盲ろう者福祉が大きく前進するものと評価されます。当協会では、できるだけ多くの盲ろう者が、この新しい盲ろう者向けの同行援護事業を利用できるよう、その普及・定着に向けた事業に取り組んできました。

　　　　さらに、当協会では「日本版ヘレン・ケラー・ナショナルセンター(仮称)」の開設に向けて、２０１８年度から「盲ろう者の総合リハビリテーション・システム試行事業」を開始し、その中で、盲ろう児に関する専門相談などの新たな取り組みを始めたところであり、今後は、全てのライフステージを通して盲ろう者の支援を行う同センターの開設に向けた準備をさらに具体化していくこととしています。

　　　　２０１９年度においては、このような全般的状況を踏まえ、新たな事業に積極的に取り組むとともに、これまで進めてきた既存事業についても不断の見直しを進め、当協会の事業全体の活性化を図っていく必要があります。

以上のようなことから、当協会では、これまでの事業方針を踏まえて、盲ろう当事者の自主性、自立性を重視しつつ、

1. 盲ろう者支援の充実に資するための各種研修会等の効率的な実施
2. 「日本版へレン・ケラー・ナショナルセンター(仮称)」の設立に向けた準備

(3)　盲ろう者向けの同行援護事業の普及・定着

　　　の三つの目標を掲げて、事業の推進を図っていきます。

また、当協会は、これまで、盲ろう者の全国団体として、内閣府の障害者政策委員会に参画するほか、日本障害者フォーラム(ＪＤＦ)などの全国組織にも加盟して、盲ろう当事者の声を政策に反映させるための活動を進めてきました。２０１９年度においても、国や関係障害者団体等とも十分に連携して、盲ろう者施策の一層の充実が図られるよう、積極的に活動を進めていきます。

　当協会は、厚生労働省、公益財団法人ＪＫＡ、日本財団などの委託、助成によって様々な事業を実施しているほか、消費生活協同組合の諸団体、東京海上日動火災保険株式会社、三菱東京ＵＦＪ銀行、三井住友海上火災保険株式会社をはじめとする多くの団体や企業、個人の賛助会員の方々のご支援によって活動を行っています。これらの団体、企業、個人の方々には引き続きご支援をお願いするとともに、今後の経営安定化に向けて、クラウドファンディングの活用などを積極的に推進していく必要があります。

２０１９年度事業の概要

１．厚生労働省委託事業Ⅰ（盲ろう者向け通訳者養成研修等事業）

　　（１）盲ろう者関係生活相談等事業

　　　　　・盲ろう者関係生活相談事業

　　　　　・広報誌発行事業

（２）盲ろう者向け通訳者養成研修事業

　　　・盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会指導者養成研修事業

（３）盲ろう者国際協力推進事業

（４）盲ろう者福祉啓発事業

（５）盲ろう者情報機器活用訓練等促進事業

　　　・盲ろう者向け情報機器指導者養成研修事業

　　　・コミュニケーション訓練個別訪問指導事業

　　　・全国盲ろう者団体ニューリーダー育成研修事業

（６）盲ろう者向け通訳・介助員制度の施行準備事業

２．厚生労働省委託事業Ⅱ（盲ろう者の総合リハビリテーション・システム試行事業）

（１）盲ろう者の総合リハビリテーション・システム試行事業

３．公益財団法人ＪＫＡ補助事業

　　（１）第２８回全国盲ろう者大会開催事業

４．公益財団法人鉄道弘済会助成事業

　（１）第１０回全国盲ろう者体験文コンクール開催事業

５．日本財団助成事業

　　（１）アジアにおける盲ろう者団体ネットワークの構築事業

　　（２）盲ろう児者の医療アクセスと医療連携を支えるネットワークの構築事業(新規)

６．自主事業

　　（１）盲ろう者関係図書刊行事業

　　（２）盲ろう者向け情報機器等研究開発支援事業

１．盲ろう者関係生活相談事業（厚生労働省委託事業）

　　生活相談業務は、盲ろう当事者や家族の日常生活相談のほか、通訳・介助員、関連諸機関等からの各種相談、助言、情報提供等多岐にわたります。盲ろう当事者に対しては、ケースによって、直接担当者が現地に出向いて対面による相談業務を実施します。また、盲ろう当事者によるピアカウンセリングを充実させ、その専門性の向上を図っていきます。

２．広報誌発行事業（厚生労働省委託事業）

　　盲ろう専門誌『コミュニカ』を年２回継続して発行します。この専門誌は、盲ろう者が自らの自己主張の場として活用すると共に、併せて広く社会一般に対して盲ろう者福祉について啓発するための重要な役割も持っています。わが国唯一の盲ろう関係専門誌として、更に充実を図っていきます。

３．盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会指導者養成研修事業（厚生労働省委託事業）

　２０１３年４月から施行された障害者総合支援法において、盲ろう者向け通訳・介助員養成事業は、都道府県(指定都市・中核市を含む。以下同じ。)が行う地域生活支援事業の必須事業となり、厚生労働省から養成のための標準カリキュラムが示されました。この標準カリキュラムに基づいて都道府県が行う盲ろう者向け通訳・介助員養成事業の円滑な実施を図るため、当協会においては、その指導者(講師)を養成するための研修(中央研修)を実施します。

　なお、２０１７年度から２０１８年度にかけて、厚生労働省の補助を受けて、同行援護従業者養成研修と盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のあり方に関する研究事業が行われ、この成果を踏まえて、２０２０年度から両研修の内容の見直しが行なわれる見込みです。本研修事業の実施にあたっては、この見直しの動向などについても、十分配慮していきます。

４．盲ろう者国際協力推進事業（厚生労働省委託事業）

　　２０１９年度にはモンゴルのウランバートルにおいて、第４回アジア太平洋ＣＢＩＤ(地域に根ざしたインクルーシブ開発)会議の開催が予定されており、当協会では、盲ろう当事者を派遣して、アジア太平洋諸国の障害者団体等との交流を図るとともに、情報の収集、発信を進めます。また、ＷＦＤＢ(世界盲ろう者連盟)のアジア地域代表としての立場を踏まえつつ、ＥＳＣＡＰ(国連アジア太平洋経済社会委員会)をはじめとする国内外の様々な関係機関・団体等と連携して、幅広く国際協力活動を推進していきます。

５．盲ろう者福祉啓発事業（厚生労働省委託事業）

　　盲ろう者福祉施策が全都道府県へ広がったことから、当協会における盲ろう者福祉啓発事業は益々その重要性を増しています。全国各地域の「盲ろう者友の会」などと連携して関係行政機関及び関係団体等に対する啓発活動を進め、各自治体における盲ろう者福祉施策の一層の推進や盲ろう者の活動の活性化などにつなげていきます。

６．盲ろう者向け情報機器指導者養成研修事業（厚生労働省委託事業）

　　コミュニケーションと情報取得に大きな困難を抱える盲ろう者にとって、パソコン等の情報機器の利用技術を身につけることは極めて重要な意義を持っています。しかしながら、一般的な障害者向けのパソコン講習会などにおいては、個々の盲ろう者の障害特性などに配慮した適正な指導を行うことは困難であることから、当協会では、独立行政法人福祉医療機構の助成を受けて、開拓的事業として、盲ろう者向けパソコン指導者養成事業を実施してきました。２０１５年度からは、本事業が厚生労働省の予算で行われることとなり、当協会としては、これまで蓄積されたノウハウ等を活用して、盲ろう者向けに特化された内容により、情報機器指導者の養成研修を行っていきます。また、本事業で養成した指導者は、それぞれの地域において、盲ろう者向け情報機器講習会の講師や個別指導の指導者として活動することが期待されます。

７．コミュニケーション訓練個別訪問指導事業（厚生労働省委託事業）

　　盲ろうは希少な障害であり、特に地方においては、盲ろう者は広い地域に散在していることなどから、移動にも大きな困難を抱える盲ろう者がパソコン等の情報機器の利用技術を身につけるためには、個別訪問指導が極めて有効な手法です。このため、当協会では、独立行政法人福祉医療機構の助成を受けて、開拓的事業として、盲ろう者に対する情報機器の個別訪問指導事業を実施し、情報機器の利用技術指導についての実績を積んできました。２０１５年度からは、本事業が厚生労働省の予算で行われることとなり、当協会としては、これまで蓄積されたノウハウ等を活用して、盲ろう者に対するパソコン等情報機器の個別訪問指導を行っていきます。

８．全国盲ろう者団体ニューリーダー育成研修事業（厚生労働省委託事業）

　　地域社会の中で盲ろう者が自立と社会参加を進めていくためには、「盲ろう者友の会」など盲ろう者の地域団体の活動が不可欠です。そして、盲ろう当事者の主体性を確保しながら、これら地域団体の活動を活性化していくためには、盲ろう当事者リーダーの果たす役割が極めて重要と考えられます。そのため当協会では、独立行政法人福祉医療機構の助成を受けて、開拓的事業として、盲ろう者地域団体のニューリーダー育成研修事業を実施し、その活動の活性化を図る取り組みを進めてきました。２０１５年度からは、本事業が厚生労働省の予算で行われることとなり、当協会としては、これまで蓄積されたノウハウ等を活用して、盲ろう当事者のニューリーダーを育成し、盲ろう者地域団体の活性化を図っていきます。

９．盲ろう者向け通訳・介助員制度の施行準備事業

（厚生労働省委託事業）

　　国においては、２０１８年度から同行援護事業の枠組みを活用して盲ろう者の通訳・介助を行う新たな制度が施行されました。当協会では、この盲ろう者向けの同行援護事業の普及・定着が進み、できるだけ多くの盲ろう者がこの事業を利用できるよう、本事業を実施する同行援護事業所の開設促進や利用者への周知などに向けた取組みを進めます。

10．盲ろう者の総合リハビリテーション・システム試行事業

（厚生労働省委託事業）

　　２０１７年度から２０１８年度にかけて進められた「盲ろう者の総合リハビリテーション・システム検討委員会」の検討結果を踏まえて、「日本版ヘレン・ケラー・ナショナルセンター(仮称)」の開設に向けた先行的試行事業を実施します。具体的には、盲ろう児に関する専門相談、成人の盲ろう者に対する短期の宿泊または通所による訓練や訓練終了後の地域移行を目指したケアマネジメント、全国各地の盲ろう者支援センターや盲ろう者関係事業所との連絡調整などの事業を試行していきます。

11．第２８回全国盲ろう者大会開催事業

（公益財団法人ＪＫＡ補助事業）

　　全国の盲ろう者・盲ろう児と通訳・介助員などが一堂に集うこの大会では、「全国の盲ろう者の生の声を聞く」分科会をはじめ、様々なテーマの分科会や社会見学、機器展示などを企画しています。また、開会式の席上において「第１０回全国盲ろう者体験文コンクール」の表彰式を行います。

・日　程　　２０１９年８月２３日（金）～２５日（日）

　・場　所　　「名古屋国際会議場」　愛知県名古屋市熱田区熱田西町１－１

・参加者　　８００人程度(予定)

12．全国盲ろう者体験文コンクール開催事業（公益財団法人鉄道弘済会助成事業）

　　公益財団法人鉄道弘済会の助成により、盲ろう者の文化活動として２０１０年度に開始された｢全国盲ろう者体験文コンクール｣を引き続き開催します。２０１９年度は第１０回目となり、既に作品募集が始まっています。

13．アジアにおける盲ろう者団体ネットワークの構築事業(日本財団助成事業)

アジア諸国においては、盲ろう者の当事者活動や支援体制などが非常に立ち遅れています。当協会では、いまだ盲ろう者協会などの組織が設立されていない国(モンゴルを想定)に、盲ろう当事者を派遣して盲ろう者支援活動を実施し、盲ろう者組織の設立につなげていきます。また、このような国際協力活動を担う専門性の高い人材を育成していく観点から、盲ろう当事者を第１７回ＤＢＩ(盲ろう者インターナショナル)世界会議に派遣するとともに、国内で専門人材育成研修会を開催します。

14.盲ろう児者の医療アクセスと医療連携を支えるネット

ワークの構築事業(日本財団助成事業)

盲ろう児者については、視覚や聴覚の単独障害に対する既存の支援や医療の体制では十分対応できないために、わが国の盲ろう児者は、迅速な医療施設へのアクセスや連携した医療が困難な状況にあります。当協会では、国立病院機構東京医療センターと連携して、盲ろう児者の迅速な受診と地域で連携した診療を支援するためのネットワークづくりに取り組んでいきます。そのため、盲ろう医療相談窓口の設置、窓口情報の普及、国内ネットワーク会議や講習会などを行います。

15.盲ろう者関係図書刊行事業（自主事業）

「日本版ヘレン・ケラー・ナショナルセンター(仮称)」開設に向けた準備を具体化していく中では、単に海外の盲ろう者施設や関係機関などの調査・情報収集を行うだけではなく、わが国からも積極的に盲ろう者に関する情報の発信を進めることが非常に重要です。そのため、わが国の盲ろう者関係図書の英訳版を刊行し、広く海外への普及を図ります。

16.盲ろう者向け情報機器等研究開発支援事業（自主事業）

　　近年、「情報化社会」の進展とともに情報機器等の開発は急速に進んでおり、これに伴って盲ろう者のコミュニケーション環境なども大きく改善される可能性が拓けてきています。しかしながら、現実的には、盲ろう者が手軽に利用できる情報機器等は限られており、多くの盲ろう者は、「情報化社会」とは無縁の生活を余儀なくされています。当協会では、これまで、市販のスマートホンを活用して盲ろう者が単独で通信できる｢ヘレンケラースマホ｣の開発を側面から支援するなどの取り組みを進めてきましたが、今後はさらに、盲ろう者向け情報機器等の研究開発を幅広く支援していきます。